

第 6294 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2019年)令和元年 10月 4日 金曜日

発行所	三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行：税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL:06-6209-7191 WEB: https://www.zeirishi-miwa.co.jp
-----	--

♠ 平成 21 年及び 22 年に取得した土地等の譲渡

Q : 平成21年と22年に取得した土地を譲渡した場合、特例があるとか。どのような内容なのですか？

A : 次のような内容です。

【解説】

法人が、平成21年1月1日から平成22年12月31日までの期間内に取得をした国内にある土地又は土地の上に存する権利(棚卸資産を除く。以下「長期所有土地等」)を譲渡した場合には、譲渡利益金額のうち一定の金額をその譲渡の日を含む事業年度において損金の額に算入(所得の特別控除)することが認められています。

ただし、次の取得は、対象になりません。

- ① その法人と特殊の関係のある個人又は法人からの取得
- ② 合併、分割、贈与、交換、出資又は平成22年9月30日以前に行われた適格事後設立もしくは平成22年10月1日以後に行われる適格現物分配による取得
- ③ 所有権移転外リース取引又は代物弁済による取得

この場合の損金算入限度額は、長期所有土地等の譲渡により取得した対価の額又は資産(交換取得資産)の価額がその譲渡をした長期所有土地等の帳簿価額とその譲渡に要した経費のうち一定のものとの合計額を超える場合における、その超える部分の金額と1,000万円とのいずれか低い金額です。

※交換取得資産とは、その長期所有土地等の譲渡により取得をした資産をいいます。

【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】

